

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(40)……………	2
江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例(41)……………	2
江東区青少年交流プラザ条例(42)……………	3
江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(43)……………	6

◎規 則（教）

江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則(15)……………	7
-------------------------------------	---

◎訓 令

江東区公有財産管理運用委員会規程(11)……………	8
---------------------------	---

◎告 示

区域外地域密着型サービス事業所の指定について(351)……………	9
区域外地域密着型サービス事業所の指定について(352)……………	9
区域外地域密着型サービス事業所の指定について(353)……………	9
指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について(354)……………	9
指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について(355)……………	9
保管自転車処分告示について（平成 28 年 9 月下期）(358)……………	10
建築基準法第 48 条第 14 項の規定による公聴会の開催について(359)……………	10
指定地域密着型サービス事業所の指定について(360)……………	10
平成 28 年度補正予算の公表(361)……………	10
平成 27 年度江東区各会計歳入歳出決算の認定に伴う手続きについて(362)……………	12
行旅死亡人の告示について(368)……………	12
開発行為に関する工事の完了公告(369)……………	12
建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の指定の取消しについて(371)……………	13

保管自転車処分告示について（平成 28 年 10 月上旬）(374)……………	13
---	----

◎告 示（教）

平成 28 年第 10 回江東区教育委員会定例会の招集(15)……………	14
平成 28 年第 4 回江東区教育委員会臨時会の招集(16)……………	14

◎告 示（選）

東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所(61)……………	14
----------------------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項……………	15
（平成 28 年第 3 回定例会）	

条

例

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 28 年 10 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 4 0 号

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年 4 月江東区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 300 円」を「1 万 5, 800 円」に改め、同号イ中「7, 350 円」を「7, 560 円」に改める。

第 8 条中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改める。

第 11 条中「510 円 48 銭」を「525 円 6 銭」に、「30 万 1, 875 円」を「31 万 500 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例を公布する。

平成 28 年 10 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 4 1 号

江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項、第 4 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

る。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第 3 条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合は、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第 4 条 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であつ

て、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

- (2) あらかじめ 3 年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる場合

（任期の更新）

第 5 条 任命権者は、第 2 条又は第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の任期を更新する場合は、当該任期付職員の同意を得なければならない。

（江東区職員の給与に関する条例の適用除外）

第 6 条 江東区職員の給与に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 7 号）第 7 条第 2 項から第 7 項までの規定は、第 3 条の規定により任期を定めて採用された職員（特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職員を除く。）には適用しない。

（人事委員会規則への委任）

第 7 条 第 2 条及び第 3 条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区青少年交流プラザ条例を公布する。

平成 28 年 10 月 24 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 4 2 号

江東区青少年交流プラザ条例

江東区青少年センター条例（平成 2 年 12 月江東区条例第 34 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、江東区青少年交流プラザ（以下「青少年交流プラザ」という。）の設置、管理及び使用料等について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 青少年の自主的活動並びに青少年団体及び指導者の育成等により、青少年の健全育成に寄与するため、青少年交流プラザを次のとおり設置する。

名 称

位 置

江東区青少年交流プラザ 東京都江東区亀戸七丁目 4 1 番 16 号

（事業）

第 3 条 青少年交流プラザは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 施設の利用に関すること。
- (2) 青少年団体の育成に関すること。
- (3) 青少年の活動及び指導に関すること。
- (4) 青少年指導者の養成及び研修に関すること。
- (5) 青少年団体及び指導者の交流に関すること。
- (6) 青少年情報及び相談に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

（施設）

第 4 条 青少年交流プラザには、次の施設を設ける。

- (1) レクホール
- (2) 多目的ルーム A
- (3) 多目的ルーム B
- (4) 多目的ルーム C
- (5) セミナールーム A
- (6) セミナールーム B
- (7) 音楽スタジオ

（開館時間）

第 5 条 青少年交流プラザの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 6 条 青少年交流プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の第 2 月曜日及び第 4 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。）
- (2) 年始（1 月 1 日から同月 3 日までをいう。）
- (3) 年末（12 月 29 日から同月 31 日までをいう。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て休館日を変更し、臨時に休館日を定め、又は休館日に臨時に開館することができる。

（指定管理者による管理）

第 7 条 青少年交流プラザの管理は、指定管理者に行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 青少年交流プラザの施設の利用に関する
こと。

(3) 青少年交流プラザの施設及び設備の維持管
理に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が
必要と認める業務

(利用の承認)

第 8 条 青少年交流プラザの施設を利用しようと
する者は、あらかじめ指定管理者に申請し、そ
の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、利用の承認に際し、管理上必
要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当す
ると認めるときは、利用を承認しない。

(1) 青少年の健全育成を阻害するおそれがある
とき。

(2) 公安を害し風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 営利を目的とするとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上支障が
あるとき。

(転用の禁止)

第 9 条 前条の規定により利用の承認を得た者
(以下「利用者」という。)は、承認を得た目的
以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若し
くは転貸することができない。

(施設の変更等の禁止)

第 10 条 利用者は、施設に特別の設備をし、若
しくは変更を加え、又は施設備付特殊器具を用
途目的以外に利用してはならない。ただし、あ
らかじめ指定管理者の承認を得たときは、この
限りでない。

(使用料等)

第 11 条 青少年交流プラザの使用料は、別表の
とおりとする。

2 施設備付特殊器具の利用料は、教育委員会規
則で定める。

3 利用者は、利用の承認を得たときに第 1 項の
使用料を納入しなければならない。ただし、教
育委員会が特別の事情があると認めるときは、
この限りでない。

4 青少年団体等が利用する場合は、第 1 項の使
用料は無料とする。

(使用料の減免)

第 12 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに
該当する場合は、当該各号に定める割合の使用
料を減額し、又は免除することができる。

(1) 区が公益目的のために利用するとき。 免
除

(2) 成人団体が利用するとき。 2 分の 1

(3) 障害者団体が利用するとき。 2 分の 1

(4) 官公署又は公益団体が自ら公益目的のため
に利用するとき。 2 分の 1

2 前項の規定による減額後の使用料の額に 10
円未満の端数が生じたときは、その端数を切り
捨てる。

3 第 1 項に規定するもののほか、教育委員会が
特別の事情があると認めるときは、使用料を減
額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 13 条 既に納めた使用料は、還付しない。た
だし、教育委員会が規則で定める場合は、その
全部又は一部を還付することができる。

(利用の取消し等)

第 14 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに
該当すると認めるときは、利用の承認を取り消
し、又は利用を制限し、若しくは停止すること
ができる。

(1) 利用の目的又は第 8 条第 2 項に規定する利
用条件に違反したとき。

(2) 第 8 条第 3 項各号のいずれかに該当すると
き。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則に
違反し、又は指定管理者の指示に従わないと
き。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が
特に必要と認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認
を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止
した場合は、速やかに教育委員会に報告しなけ
ればならない。

(原状回復の義務)

第 15 条 利用者は、その利用を終了したときは、
直ちに利用した施設を原状に回復して返還しな
ければならない。前条の規定により、利用の承
認を取り消され、又は利用を停止されたときも
また同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教
育委員会においてこれを執行し、その費用を利用
者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第 16 条 利用者は、施設の利用に際し、施設及
び施設備付特殊器具等に損害を与えたときは、
教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなけ
ればならない。ただし、教育委員会がやむを得
ない理由があると認めるときは、その額を減額
し、又は免除することができる。

（委任）

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、
教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江東区青少年交流プラザ条例（以下「新条例」という。）第 12 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認する使用料の減額について適用し、施行日前に承認した使用料の減額については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定に基づく使用料は、施行日以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った使用の承認については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例の規定に基づく江東区青少年交流プラザの利用に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表 (第 11 条関係)

区分 施設	利用日	午前 (9時から 12時まで)	午後1 (12時3 0分から1 5時まで)	午後2 (15時3 0分から1 8時まで)	夜間 (18時3 0分から2 2時まで)	摘要
レクホール	平日	3,100円	3,900円	3,900円	7,800円	
	土曜日・日曜日・休日	3,800円	4,800円	4,800円	9,400円	
多目的ルームA		1,300円	1,700円	1,700円	3,300円	
多目的ルームB		1,500円	1,900円	1,900円	3,800円	
多目的ルームC		1,100円	1,300円	1,300円	2,700円	
セミナールームA		700円	900円	900円	1,900円	
セミナールームB		1,100円	1,500円	1,500円	3,000円	
音楽スタジオ		2時間につき860円				利用時間区分 9時から11時まで 11時30分から13時30分まで 14時から16時まで 16時30分から18時30分まで 19時から21時まで

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 午前、午後1、午後2又は夜間を引き続き利用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。
- 3 音楽スタジオの利用については、1日4時間（連続して利用する場合は、中間時間を含む4時間30分）を限度とする。

江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年10月24日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第43号

江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14

年3月江東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「104,570円」を「104,950円」に改め、同項第2号中「56,790円」を「57,030円」に改め、同項第3号中「52,290円」を「52,480円」に改め、同項第4号中「28,400円」を「28,520円」に改める。

附則第8条第1項の表及び同条第3項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過措置）
- 2 新条例第 12 条第 2 項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 8 条第 1 項の表及び同条第 3 項の表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

規 則 （ 教 ）

江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 10 月 28 日

江東区教育委員会

委員長 眞 貝 裕利子

教育委員 宇佐美 衛

◎江東区教育委員会規則第 14 号

江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

江東区立学校通学区域に関する規則（昭和 59 年 6 月江東区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 小学校の部江東区立明治小学校の項中「平野一、二丁目」を「平野一、二丁目（16 番 20 号を除く。）」に改め、同部同数矢小学校の項中「平野三丁目 2 番 12 号」を「平野二丁目 16 番 20 号、三丁目 2 番 12 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎江東区訓令甲第 1 1 号

庁 中 一 般
事 業 所

江東区公有財産管理運用委員会規程（昭和 4 5 年 4 月江東区訓令甲第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

第 2 条各号列記以外の部分中「で区長が指定する事項」を削り、「調査・審議」を「調査又は審議」に改め、同条第 7 号中「及び」を「又は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 委員会は、前項各号に定める事項のうち別表に定めるものについては、総務部長に協議の上、調査又は審議の対象から除外することができる。附則の次に次の別表を加える。

別表（第 2 条関係）

- 1 第 2 条第 1 項第 1 号に定めるもののうち、江東区長期計画推進委員会等で区の方針が決定されている事項
- 2 第 2 条第 1 項第 2 号に定めるもののうち、次に掲げる事項
 - (1) 次の工作物設置のため、公共団体、日本郵便株式会社、電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者、ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号）第 2 条第 1 1 項に規定するガス事業者又は放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 2 条第 2 6 号に規定する放送事業者に土地、建物又は工作物（以下「土地等」という。）を使用させる場合
 - ア 郵便ポスト、電話ボックス、電柱（送電塔を除く。）及び電線（高圧線を除く。）
 - イ 水道管、下水道管、ガス管、ガス整圧器及び変圧器
 - ウ ア及びイに準ずるもの
 - (2) 防火水槽その他災害防止又は保安の用に供するため、土地等を使用させる場合
 - (3) 公共団体が施行する工事について当該団体又は工事の請負人が、その工事の用に供するため、土地等を必要とする場合に、当該土地等を使用させる場合
 - (4) 区の事務事業と関連している事務事業の用に供するため、公共団体に土地等を使用させる場合

- (5) 水道管、下水道管又はガス管を設置するため、隣接する土地所有者又は使用者に土地等を使用させる場合
 - (6) 災害その他緊急の必要により 1 年以内の期間を限って土地等を使用させる場合
 - (7) 隣接する土地の所有者又は使用者がその土地を利用するため使用させることがやむを得ないと認められる場合において、1 年以内の期間を限って土地等を使用させる場合
 - (8) 講演会、研究会、展示会その他催物等のため、1 月以内の期間を限って土地又は建物を使用させる場合
 - (9) 写真撮影又は映画、テレビ等のロケーション撮影のため、土地又は建物を使用させる場合
- 3 第 2 条第 1 項第 4 号に定めるもののうち、前記 2 (1) から (9) までに掲げる事項に準ずるもの
- 4 第 2 条第 1 項第 5 号に定めるもののうち、次に掲げる事項
- (1) 評価額が 1, 0 0 0 万円未満の不動産の売却
 - (2) 取壊しを条件として売り払う建物
 - (3) 土地の付属物として売り払う工作物及び立木
- 5 第 2 条第 1 項第 7 号に定めるもののうち、次に掲げる事項
- (1) 都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）の市街地再開発事業等において、協定等に基づき財産を用途変更又は用途廃止する必要性が生じた場合
 - (2) 事実上廃止された道路又は水路等を用途廃止する場合
 - (3) 現在使われていない道路又は水路等を実際に使用している用途に変更する場合
- 6 第 2 条第 1 項第 8 号に定めるもののうち、次に掲げる事項
- (1) 江東区長期計画推進委員会等で区の方針が決定されているもの
 - (2) 江東区長期計画の中で位置づけられているもの
 - (3) 都市再開発法の市街地再開発事業等において、協定等に基づき財産を取り壊す場合
- 附 則
- 江東区公有財産管理運用委員会規程第 2 条に規定する区長が指定する事項について（依命通達）（平成 1 8 年 3 月 2 0 日 1 7 江総経第 4 8 6 号）は、廃止する。

告	示
---	---

◎江東区告示第 351 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

平成 28 年 10 月 14 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 事業者の名称
有限会社ひまわり
- 2 事業所の名称及び所在地
通所介護施設ひまわり
山梨県笛吹市八代町北 1541 - 7
- 3 指定年月日
平成 28 年 5 月 17 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護
- 5 介護保険事業者番号
1970500417

◎江東区告示第 352 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

平成 28 年 10 月 14 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 事業者の名称
特定非営利活動法人 いきいき福祉ネットワークセンター
- 2 事業所の名称及び所在地
いきいき・がくだい
東京都目黒区碑文谷五丁目 12 番 1 号 TS 碑文谷ビル 3 階
- 3 指定年月日
平成 28 年 6 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護
- 5 介護保険事業者番号
1371003045

◎江東区告示第 353 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

平成 28 年 10 月 14 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 事業者の名称
医療法人 相羽医院
- 2 事業所の名称及び所在地
医療法人相羽医院 たんぼぼ
埼玉県吉川市吉川 630 番地 1
- 3 指定年月日
平成 28 年 8 月 10 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護
- 5 介護保険事業者番号
1176400412

◎江東区告示第 354 号

介護保険法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

平成 28 年 10 月 17 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 事業者の名称
社会福祉法人あそか会
- 2 事業所の名称及び所在地
あそか園地域包括支援センター
江東区住吉一丁目 17 番 11 号
- 3 指定年月日
平成 28 年 10 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援事業
- 5 介護保険事業者番号
1300800131

◎江東区告示第 355 号

介護保険法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

平成 28 年 10 月 17 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 事業者の名称
日本フォームサービス株式会社
- 2 事業所の名称及び所在地
海辺地域包括支援センター
東京都江東区海辺 12 - 13 小野ビル 1F
- 3 指定年月日
平成 28 年 10 月 1 日

- 4 サービスの種類
介護予防支援事業
- 5 介護保険事業者番号
1 3 0 0 8 0 0 1 2 3

◎江東区告示第 3 5 8 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号)第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第 3 5 9 号

建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 4 8 条第 3 項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第 1 4 項の規定に基づき下記のとおり公聴会を行います。

利害関係者で御意見のある方は、御出席ください。

平成 2 8 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 公聴会を行う日時 平成 2 8 年 1 1 月 1 日
(火曜日) 午後 2 時から
- 公聴会を行う場所 江東区北砂五丁目 1 番 7 号 砂町文化センター
- 公聴会を行う理由 第一種中高層住居専用地域内のタクシーのりば上屋建替に係る建築許可をするため

4 建築物の建築の計画

建築主 住所・氏名	東京都江東区南砂七丁目3番3号 公益財団法人東京タクシーセンター 会長 渡辺 佳英		
建築場所	東京都江東区北砂五丁目479番の8 の一部		
用途地域	第一種中高層住居専用地域		
建 物 概 要			
工事種別	新 築	用 途	タクシーの りば上屋
構 造	鉄骨造	階 数	地上1階
建築面積	0.0㎡	延べ面積	7.5㎡

敷地面積			
適用条文	建築基準法第 4 8 条第 3 項ただし書		

◎江東区告示第 3 6 0 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業所を運営する事業者を指定したので、下記のとおり告示する。

平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 事業者の名称
有限会社セカンドクルーズオン
- 事業所の名称及び所在地
GENKI NEXT 錦糸町
東京都墨田区緑三丁目 6 番 1 3 号 IP ハイツ 1 階
- 指定年月日
平成 2 8 年 5 月 2 日
- サービスの種類
地域密着型通所介護
- 介護保険事業者番号
1 3 7 0 7 0 4 1 4 8

◎江東区告示第 3 6 1 号

平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日、江東区議会の議決を経た、平成 2 8 年度補正予算を地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 平成 2 8 年度江東区一般会計補正予算(第 2 号)
- 平成 2 8 年度江東区介護保険会計補正予算(第 1 号)

平成 28 年度江東区一般会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度江東区一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 764,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 189,929,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	32,413,935	123,221	32,537,156
	2 国 庫 補 助 金	4,632,869	123,221	4,756,090
19	繰 越 金	2,400,000	636,725	3,036,725
	1 繰 越 金	2,400,000	636,725	3,036,725
20	諸 収 入	3,578,245	4,054	3,582,299
	4 受 託 事 業 収 入	636,309	4,054	640,363
	歳 入 合 計	189,165,000	764,000	189,929,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	29,022,914	115,909	29,138,823
	3 戸 籍 及 び 住 民 基 本 台 帳 費	1,469,053	115,909	1,584,962
3	民 生 費	85,986,070	11,005	85,997,075
	2 高 齢 者 福 祉 費	4,508,139	5,562	4,513,701
	3 児 童 福 祉 費	41,915,705	5,443	41,921,148
4	衛 生 費	14,561,068	81,737	14,642,805
	3 公 衆 衛 生 費	4,097,644	81,737	4,179,381
7	教 育 費	27,092,001	199,908	27,291,909
	2 小 学 校 費	11,683,689	99,954	11,783,643
	3 中 学 校 費	4,598,301	99,954	4,698,255
9	諸 支 出 金	13,225,160	355,441	13,580,601
	3 諸 費	30,000	355,441	385,441
	歳 出 合 計	189,165,000	764,000	189,929,000

平成 28 年度江東区介護保険会計補正予算 (第 1 号)

平成 28 年度江東区介護保険会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 68,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,454,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	6,253,736	26,438	6,280,174
	2 国庫補助金	1,247,001	26,438	1,273,439
5	都支出金	4,328,126	13,219	4,341,345
	2 都補助金	205,995	13,219	219,214
8	繰越金	211,000	28,343	239,343
	1 繰越金	211,000	28,343	239,343
	歳入合計	30,386,000	68,000	30,454,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	地域支援事業費	1,362,117	68,000	1,430,117
	3 包括的支援等事業費	470,306	68,000	538,306
	歳出合計	30,386,000	68,000	30,454,000

◎江東区告示第 362 号

平成 28 年 10 月 24 日江東区議会において認定された下記の平成 27 年度江東区各会計歳入歳出決算の要領を、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 233 条第 6 項の規定に基づき、監査委員の意見と併せて、各会計歳入歳出決算書のとおり公表する。

平成 28 年 10 月 24 日

江東区長 山崎孝明
記

- 1 平成 27 年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 2 平成 27 年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 3 平成 27 年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
- 4 平成 27 年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 5 平成 27 年度江東区各会計決算審査意見書・江東区各基金運用状況審査意見書・江東区財政健全化審査意見書

◎江東区告示第 368 号

行旅死亡人について

下記の者は、平成 28 年 3 月 12 日、晴海運河にて水死体の状態で発見されました。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

平成 28 年 10 月 26 日

江東区長 山崎孝明
記

- 1 死亡人 本籍、住所及び氏名不詳、男性
- 2 特徴 身長 170 センチメートル、体格やせ形で年齢 20 歳代から 30 歳代、短髪黒髪

◎江東区告示第 369 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関

する工事は完了した。

平成 28 年 10 月 26 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区北砂四丁目 1 3 3 0 番 1 外
2 許可を受 けた者の住 所・氏名	足立区東綾瀬一丁目 2 8 番 2 3 号 有限会社邑建築設計事務所 代表取締役 蓮川 正則

備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

平成 28 年 11 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 371 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更（一部取消し）をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

平成 28 年 10 月 31 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の変更（一部取消し）の年月日
平成 28 年 10 月 31 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区北砂六丁目 8 2 5 番 2 7 の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
延長 4.000 m、幅員 6.289 m

◎江東区告示第 372 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、保育所の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

平成 28 年 10 月 31 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 施設の名称
江東区大島第五保育園
- 2 指定管理者
愛知県名古屋市中区葵三丁目 1 5 番 3 1 号
株式会社日本保育サービス
代表取締役社長 荻田 和宏
- 3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

◎江東区告示第 374 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 15 号

下記により、平成 28 年第 10 回江東区教育委員会定例会を招集する。

平成 28 年 10 月 25 日

江東区教育委員会

委員長 眞貝 裕利子

記

1 日時 平成 28 年 10 月 28 日 (金)

午前 9 時 30 分

2 場所 江東区役所

3 議題

日程第 1 議案第 44 号 江東区立学校通学
区域に関する規則
の一部を改正する
規則

4 教育長の報告

(1) 平成 28 年第 3 回区議会定例会 (教育委員会関係) について ほか

◎江東区教育委員会告示第 16 号

下記により、平成 28 年第 4 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

平成 28 年 10 月 28 日

江東区教育委員会

委員長 眞貝 裕利子

記

1 日時 平成 28 年 10 月 31 日 (月)

午前 10 時

2 場所 江東区役所

3 議題

日程第 1 教育委員会委員の議席の指定について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 61 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 94 条において準用する公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 23 条第 2 項の規定により、東京海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所を次のとおり告示する。

平成 28 年 10 月 17 日

江東区選挙管理委員会

縦覧場所

江東区役所 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

区 議 会

◎区議会議決事項（平成 28 年第 3 回定例会）

9 月 23 日から 10 月 24 日まで会期 32 日間にわたって開会した平成 28 年第 3 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- 議案第 72 号 平成 28 年度江東区一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 73 号 平成 28 年度江東区介護保険会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 74 号 青少年交流プラザの指定管理者の指定について
- 議案第 75 号 産業会館の指定管理者の指定について
- 議案第 76 号 保育所の指定管理者の指定について
- 議案第 77 号 区民農園の指定管理者の指定について
- 議案第 78 号 児童館の指定管理者の指定について
- 議案第 79 号 地域密着型介護施設の指定管理者の指定について
- 議案第 80 号 議決を得た契約の契約変更について
- 議案第 81 号 江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 82 号 江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例
- 議案第 83 号 江東区青少年交流プラザ条例
- 議案第 84 号 江東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
（以上 10 月 24 日原案可決）

2 選任同意（区長提出）

- 議案第 85 号 江東区教育委員会委員選任同意方について
- 議案第 86 号 江東区監査委員選任同意方について
（以上 10 月 24 日同意）

3 報告（区長提出）

- 報告第 2 号 平成 27 年度決算に基づく江東区健全化判断比率について
（9 月 23 日報告）

4 議案（議員提出）

- 議員提出議案第 13 号 北朝鮮による核実験に対し断固抗議する決議
（9 月 23 日原案可決）
- 議員提出議案第 14 号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
- 議員提出議案第 15 号 奨学金制度の充実を求める意見書
- 議員提出議案第 16 号 ホームドアの整備促進の強化等を求める意見書
- 議員提出議案第 17 号 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書
- 議員提出議案第 18 号 荒川流域 5 区における洪水、高潮水害に対する広域避難の支援を求める意見書
- 議員提出議案第 19 号 豊洲市場の土壌汚染対策に万全を期することを求める意見書
（以上 10 月 24 日原案可決）

5 認定

- 認定案第 1 号 平成 27 年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 認定案第 2 号 平成 27 年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 認定案第 3 号 平成 27 年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
- 認定案第 4 号 平成 27 年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
（以上 10 月 24 日認定）

6 請願・陳情

- 28 陳情第 65 号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情（同趣旨の陳情外 1 件 28 陳情第 66 号）
（以上 10 月 24 日採択）
- 27 陳情第 53 号 国及び都に動物の殺処分を禁止にすることを求める意見書の提出に関する陳情
- 27 陳情第 54 号 江東区職員採用試験等の制度改革に関する陳情

- 28 陳情第 14 号 江東区議会議員及び江東区職員による動物殺処分施設の視察を求める陳情
- 28 陳情第 16 号 未来の有権者のための模擬投票所設置に関する陳情
- 28 陳情第 19 号 義務教育課程における平和教育に係る課題図書に関する陳情
- 28 陳情第 20 号の 1 消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情
- 28 陳情第 20 号の 2 消滅の危機に瀕する言語の保全及び継承を求めることに関する陳情
- 28 陳情第 25 号 学校給食の献立の改善等を求めることに関する陳情
- 28 陳情第 26 号 公共事業等における被災地事業者との優先的な契約を求めることに関する陳情
- 28 陳情第 27 号 国及び都に動物の殺処分安楽死化を求める意見書の提出に関する陳情
- 28 陳情第 29 号 職員互助会等の会費の改正等を求めることに関する陳情
- 28 陳情第 30 号 純粋に江東区役所庁舎等における区旗及び国旗の掲揚並びにこれに対する敬礼を求める陳情
- 28 陳情第 32 号 時限的な職員給与及び議員報酬等の削減による被災地支援を求めることに関する陳情
- 28 陳情第 33 号 江東区正規職員採用試験における障害者雇用の合理的配慮を求めることに関する陳情
- 28 陳情第 36 号 純粋に江東区役所庁舎等における都旗の掲揚を求めることに関する陳情
- 28 陳情第 38 号 公文書等の元号使用廃止等を求める陳情
- (以上 10 月 24 日不採択)